

〔平15.11.11〕
〔総 2 - 10〕

資 料

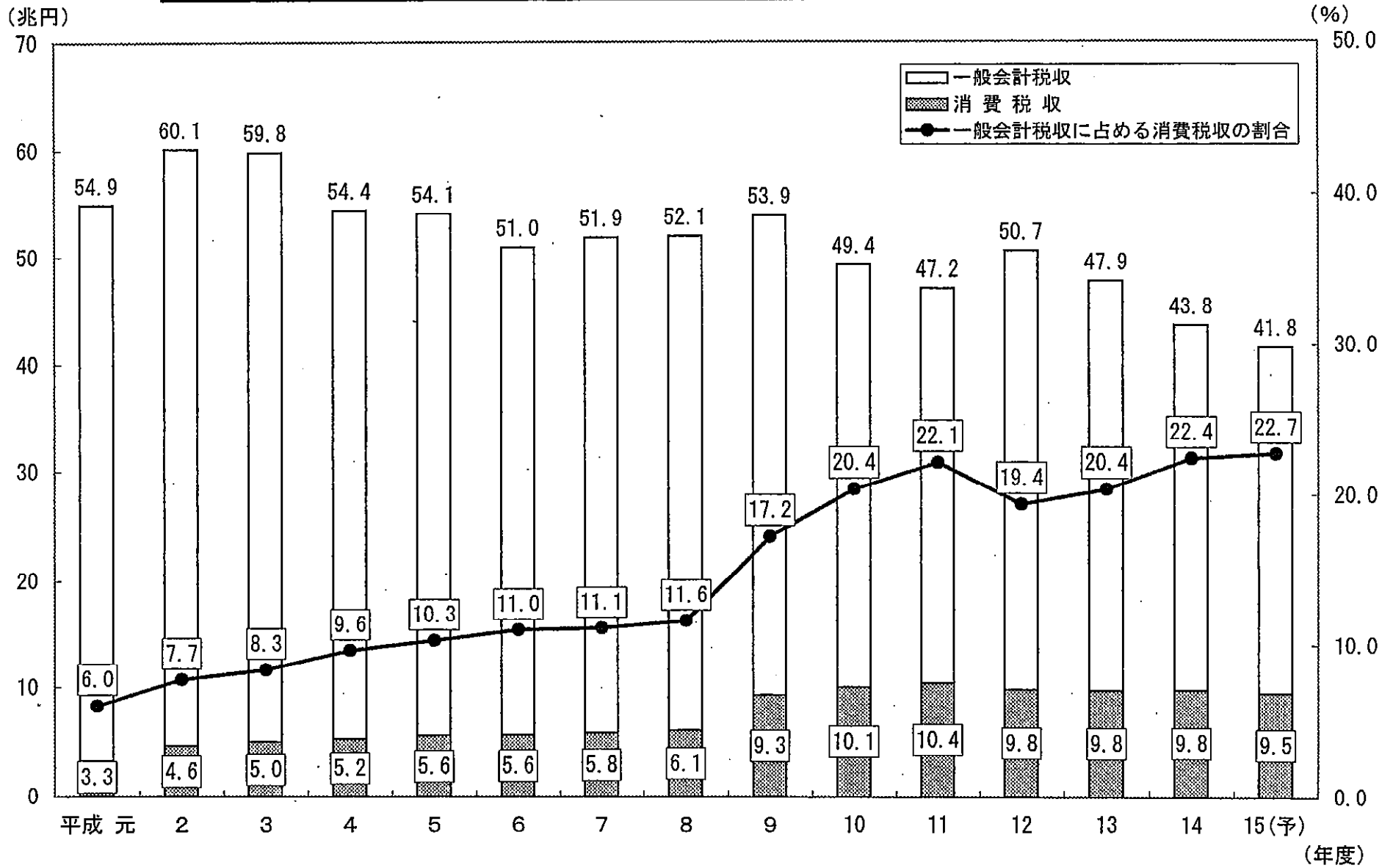
(消費税関係)

目

次

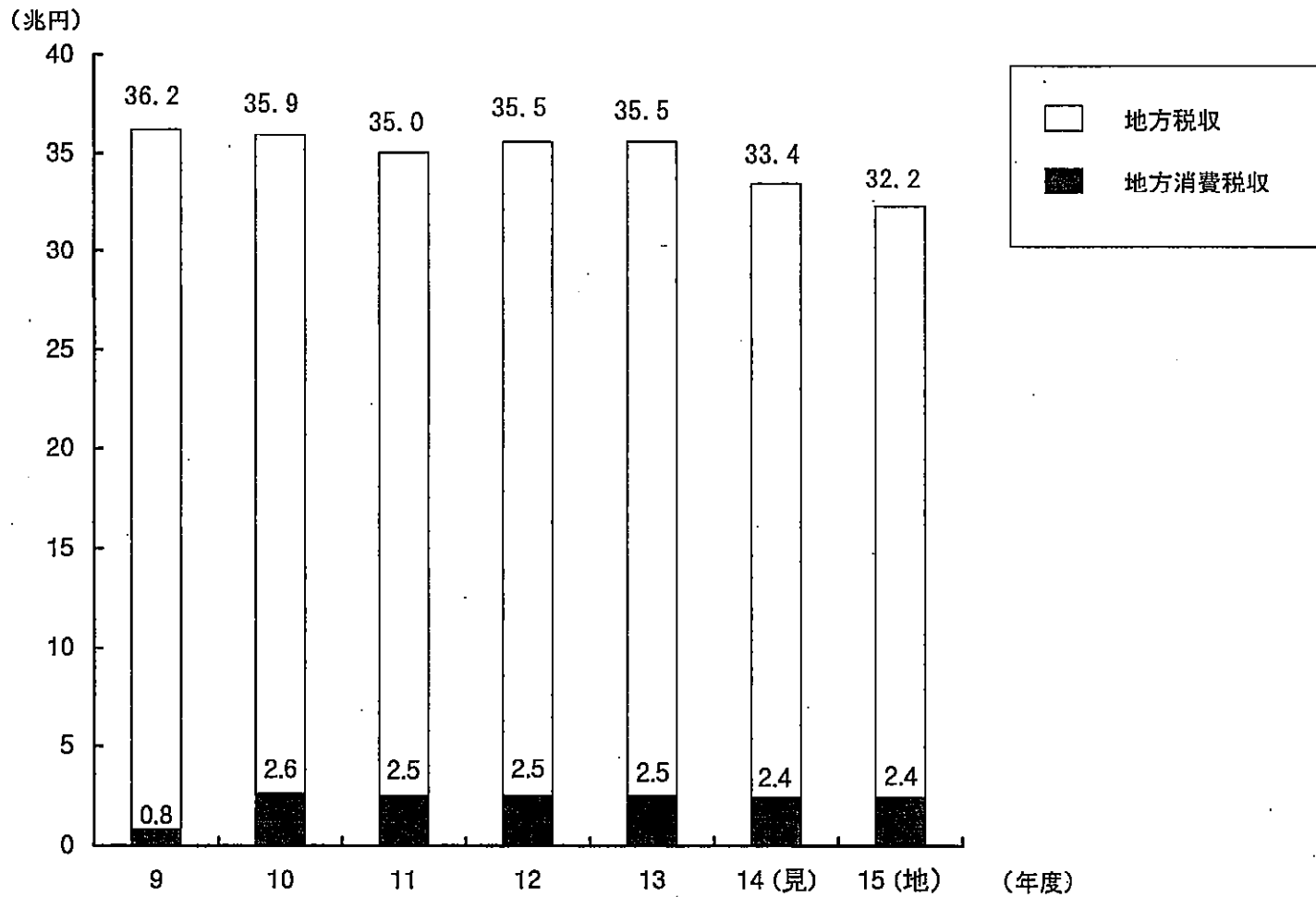
1. 一般会計税収、消費税収及び一般会計税収に占める消費税収の割合の推移	1
2. 地方税収及び地方消費税収の推移	2
3. 付加価値税率（標準税率）の国際比較	3
4. 消費税制度改正の歩み	4
5. 事業者免税点制度の概要	5
6. 事業者免税点制度と「益税」の関係	6
7. 平成 15 年度税制改正における事業者免税点制度の改正	7
8. 主要国の付加価値税における免税点制度の概要	8
9. 簡易課税制度の概要	9
10. 簡易課税制度と「益税」の関係	10
11. 平成 12 年度分課税仕入率の実態調査について	11
12. 事業区分別課税仕入率《個人・法人計》	12
13. 平成 15 年度税制改正における簡易課税制度の改正	13
14. 消費税の申告納付制度の改正の推移	14
15. 消費税に係る総額表示の義務付け	15
16. 「総額表示方式」の例	16
17. 主な欧州諸国における価格表示（対最終消費者）	17
18. 少子・高齢社会における税制のあり方（抄）	18

一般会計税収、消費税収及び一般会計税収に占める消費税収の割合の推移



(注) 一般会計税収及び消費税収については、14年度までは決算額、15年度は予算額による。

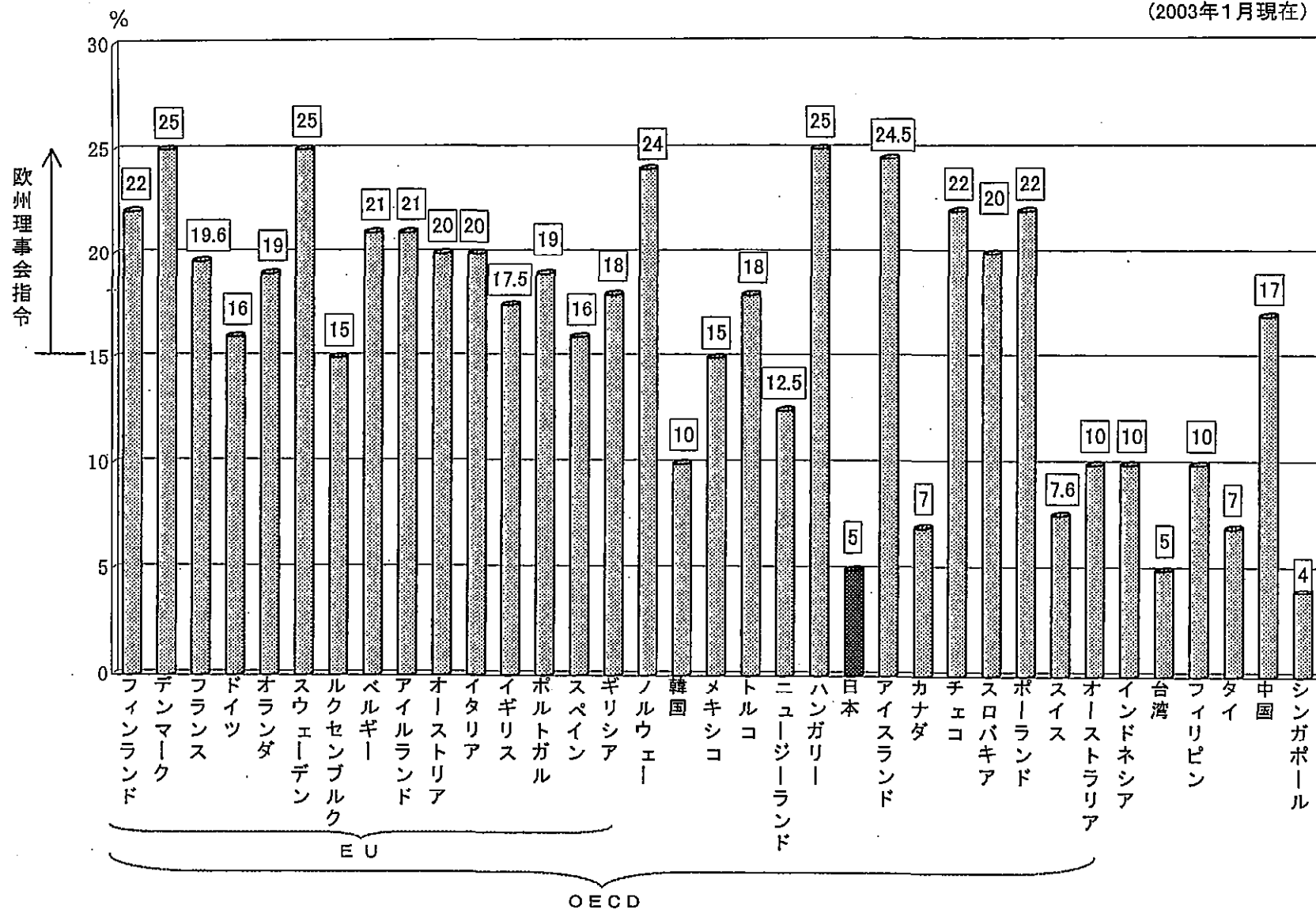
地方税収及び地方消費税収の推移



(注) 税収については、13年度までは決算額、14年度は決算見込額、15年度は地方財政計画額による。

付加価値税率(標準税率)の国際比較

(2003年1月現在)



- (備考) 1. 日本の消費税率5%のうち1%は地方消費税(地方税)である。
 2. カナダにおいては、連邦の財貨・サービス税(付加価値税)の他に、州によって小売売上税等を課しているところがある。(例:オンタリオ州8%)
 3. アメリカは、州、郡、市により小売売上税が課されている。(例:ニューヨーク市8.25%)

消費税制度改正の歩み

【創設時】	【平成3年改正】	【平成6年秋の税制改革等】 (注)平成9年4月施行	【平成15年度改正】 (注)平成16年4月1日以後に 開始する課税期間について適用
①税率：3%		4% (消費税率換算1%相当の 地方消費税を合わせると5%)	同左
②免税点制度 適用上限 3000万円		資本金1000万円以上の新設法人は不適用 ※設立当初の2年間に限る。	1000万円
③簡易課税制度 ○ 適用上限 5億円 ○ みなし仕入率 90%、80%の2区分	4億円 90%、80%、70%、 60%の4区分	2億円 90%、80%、70%、60%、 50%の5区分 ↳ (不動産業、運輸・通信業、 サービス業)	5000万円 同左
④限界控除制度 適用上限 6000万円	5000万円	制度の廃止	
⑤仕入税額控除：帳簿方式		請求書等保存方式	同左
⑥申告納付 中間納付と確定申告の年2回 (中間申告の基準年税額 60万円超)	中間申告納付回数を年3回に増加 (確定申告と合わせ年4回) 中間申告の基準年税額 { 60万円超 500万円以下 年1回 } { 500万円超 年3回 }	中間申告の基準年税額の引下げ 中間申告の基準年税額 { 48万円超 400万円以下 年1回 } { 400万円超 年3回 }	中間申告納付回数を年11回に増加 (確定申告と合わせ年12回) 中間申告の基準年税額 { 48万円超 400万円以下 年1回 } { 400万円超 4800万円以下 年3回 } { 4800万円超 年11回 }
⑦価格表示			総額表示を義務付け (注)平成16年4月1日から適用

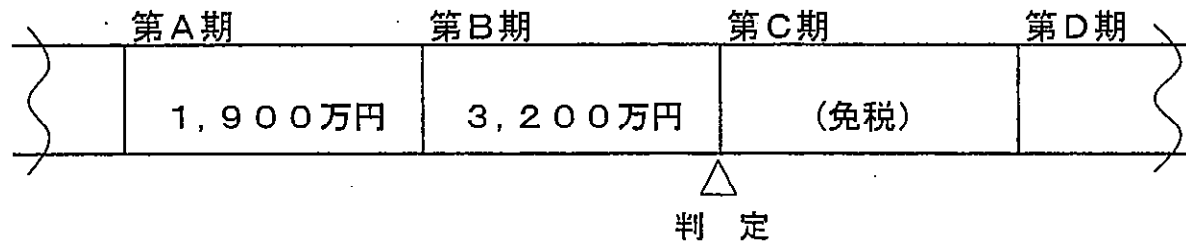
事業者免税点制度の概要 (平成15年度税制改正前)

前々年（個人）又は前々事業年度（法人）の課税売上高が3,000万円以下の事業者については、その課税期間の課税資産の譲渡等について、消費税を納める義務が免除されている。

制度の趣旨

小規模な事業者の事務負担や税務執行コストへの配慮から設けられている特例措置

【 事 例 】



○ 第C期 —— 免税（前々期（第A期）の課税売上高が3,000万円以下）

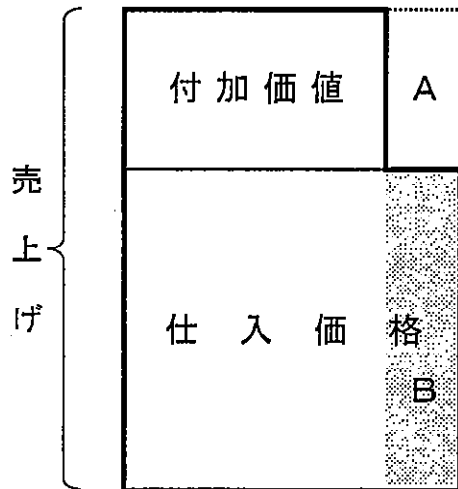
※ 第C期が始まる前に免税となることが確定する。これによって、事業者は、第C期開始時から免税事業者としての値付けを行うことができる。

事業者免税点制度と「益税」の関係

免税事業者が消費税分として仕入価格の上昇分を上回る価格の引上げを行ったとすれば、その差額に相当するいわゆる「益税」が発生する。

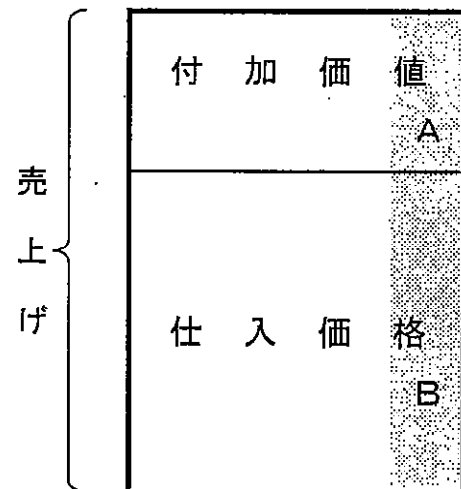
(注) 適正な転嫁がなされていれば、いわゆる「益税」は発生しない。仕入価格の上昇分を価格に転嫁できなければ、いわゆる「損税」が発生することとなる。

免税事業者



○ 免税事業者はAの納税を行う必要はないが、仕入価格が高くなるという形でBを負担しているため、その分の値上げを行う必要がある。(免税事業者がBを超えてAの全部又は一部に相当する転嫁を行う場合にのみ、いわゆる「益税」の問題が生ずることとなる。)

課税事業者



○ 消費税が課税されると事業者はA+Bの値上げを行い、納税者としてAの納税を行う。(Bは仕入価格が高くなるという形で負担済)

平成 15 年度税制改正における事業者免税点制度の改正
 (平成 16 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間から適用)

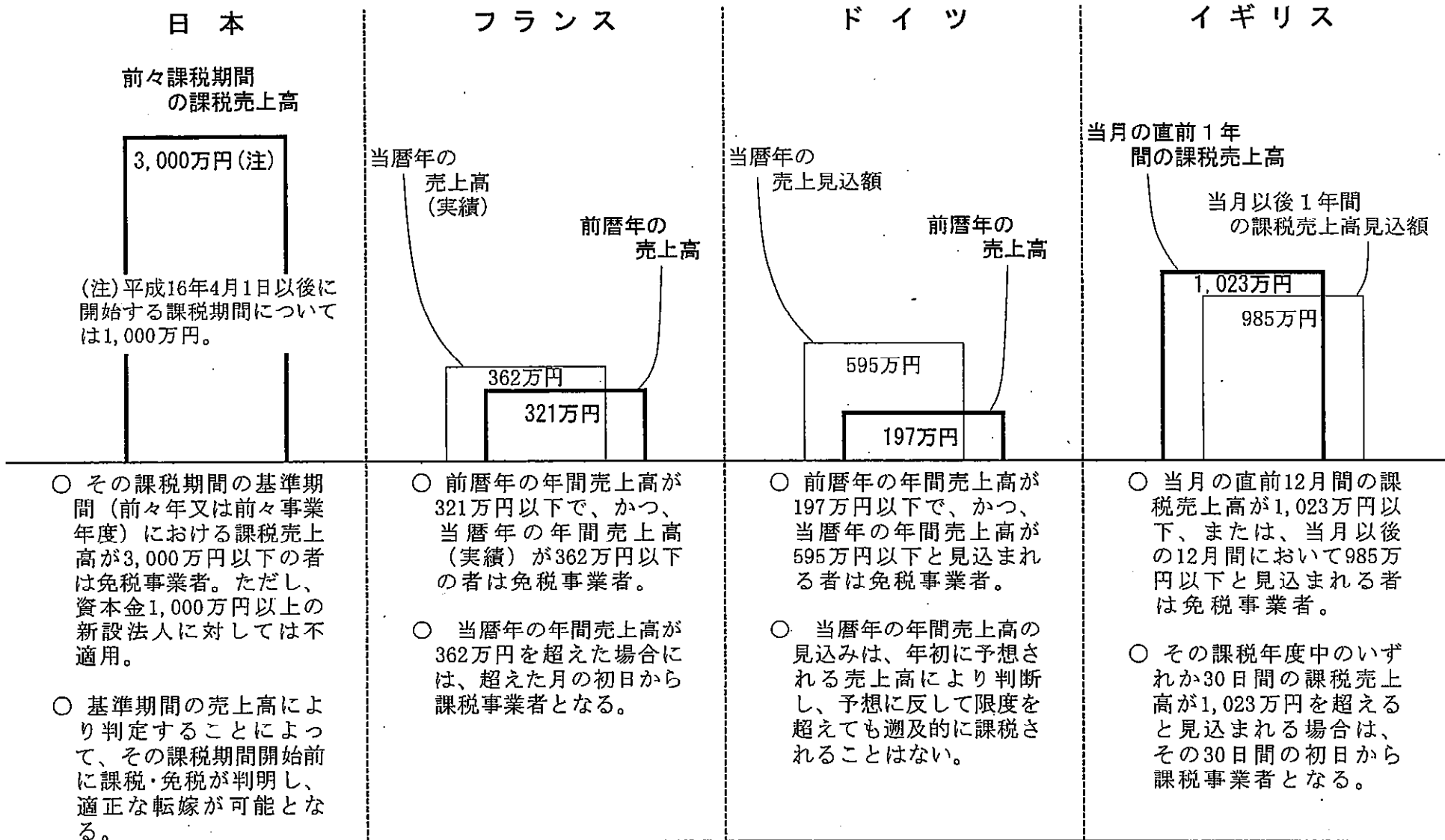
○ 事業者免税点制度の適用上限の引下げ

[適用 上 限]	3 千 万 円 (改正前)	⇒	1 千 万 円 (改正後)
免税事業者数 (万者)	3 6 8 (62.0%)	⇒	2 3 1 (39.0%)
課税事業者数 (万者)	2 2 6	⇒	3 6 2 [+ 1 3 6]

(備考) 1. データは平成 12 年度ベースの試算である。

2. () 書きの割合は、事業者計の 5 9 3 万者に対する割合である。

主要国の付加価値税における免税点制度の概要 (2003年4月現在)



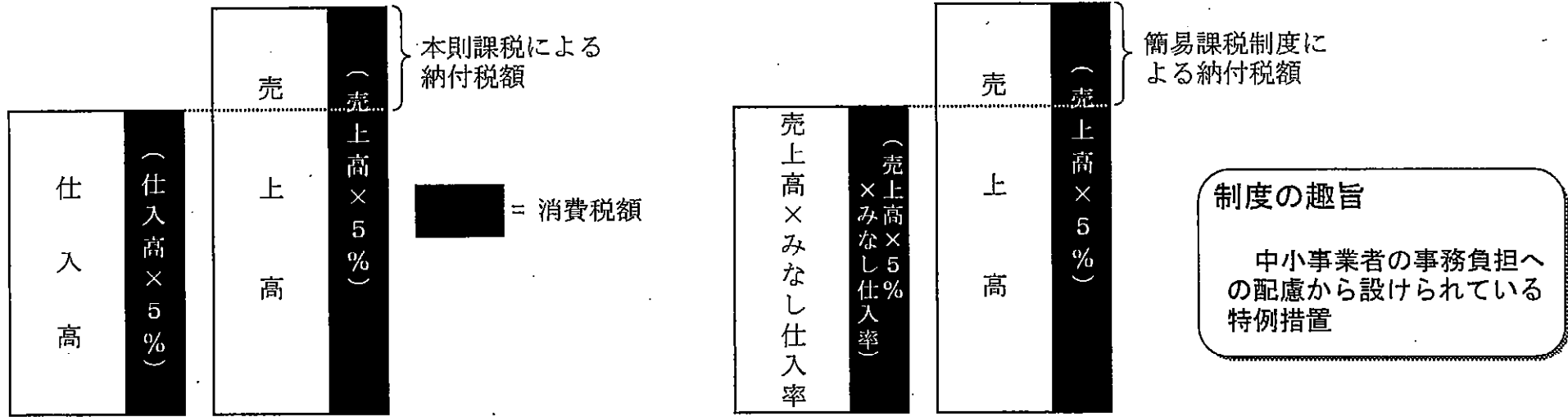
(備考) 邦貨換算には、次の換算率(裁定外国為替相場：平成14年6月から11月までの実勢相場の平均値)を用いた。

1ユーロ=119円、1ポンド=186円

簡易課税制度の概要 (平成15年度税制改正前)

本則課税

簡易課税



$$\text{売上高} \times 5\% - \text{仕入高} \times 5\% = \text{納付税額}$$

$$\text{売上高} \times 5\% - \text{売上高} \times \text{みなし仕入率} \times 5\% = \text{納付税額}$$

- 簡易課税制度 = 売上高だけから納付税額を計算する制度
- 適用要件 = 前々年(個人)又は前々事業年度(法人)の課税売上高が2億円以下であり、かつ、「簡易課税制度選択届出書」を事前に提出していること
- みなし仕入率 = 事業の種類ごとに、仕入高の売上高に通常占める割合を勘案して定められている。

卸売業	小売業	製造業等	サービス業等	その他事業
90%	80%	70%	50%	60%

(注) サービス業等とは、サービス業、運輸・通信業、不動産業をいう。

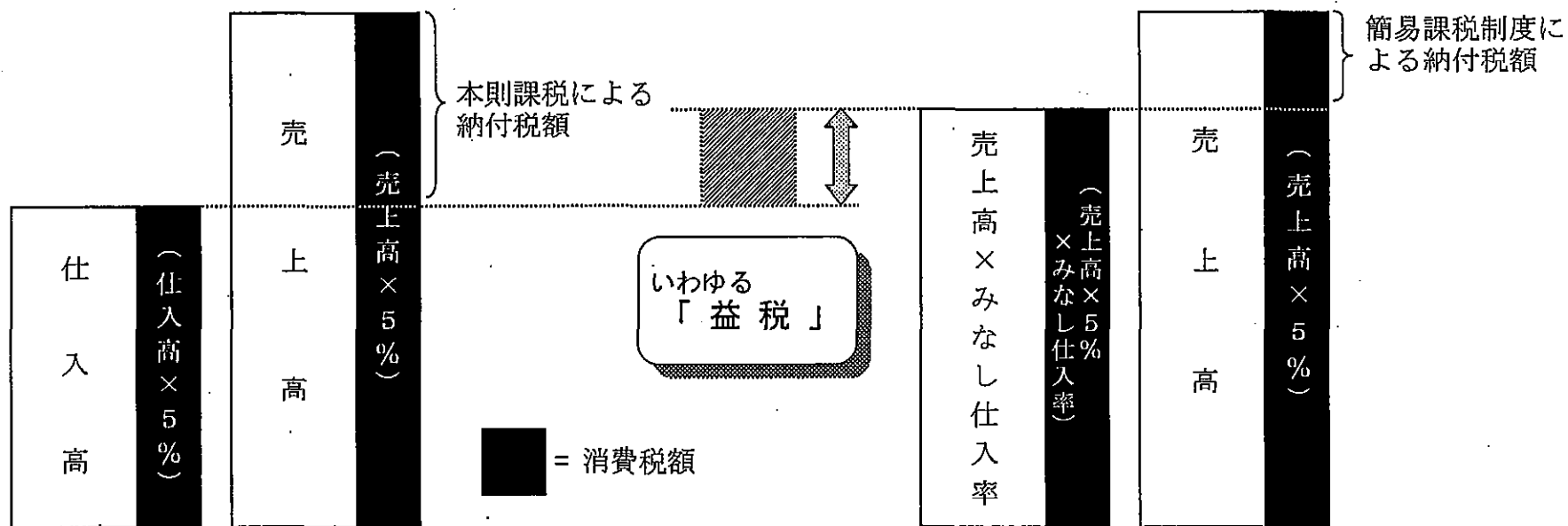
簡易課税制度と「益税」の関係

みなし仕入率が実態を上回って乖離している場合には、いわゆる「益税」が発生する。

(注) みなし仕入率が実態を下回っていれば、いわゆる「損税」が発生することとなるが、そのような事業者の多くは、簡易課税を選択せず本則による申告を行っているものと考えられる。

本 則 課 税

簡 易 課 税



$$\text{売上高} \times 5\% - \text{仕入高} \times 5\% = \text{納付税額}$$

$$\text{売上高} \times 5\% - \text{売上高} \times 5\% \times \text{みなし仕入率} = \text{納付税額}$$

平成 12 年度分課税仕入率の実態調査について

(平成 12 年度分サンプル調査)

1. 概要

消費税の課税事業者における課税仕入率（課税仕入高／課税売上高）の実態を把握するために実施。本則課税適用者については、国税庁の申告事績（売上 2 億円以下の事績）に基づくものであり、簡易課税適用者については、売上 2 億円以下の簡易課税適用者の中から抽出した者の決算書等を基に消費税の課税仕入率を試算。

(注) 簡易課税適用者については、申告事績から実際の仕入税額を把握することができないため（みなし仕入税額で申告）、決算書等から課税仕入額を試算する必要がある。

2. 調査について

(1) 調査対象者

個人事業者：平成 12 年分、法人：平成 12 年度中に終了する事業年度分

① 本則課税適用者

国税庁の課税事績による売上 2 億円以下の事業者 669 千者（個人 209 千者、法人 460 千者）。

② 簡易課税適用者（サンプル調査）

全国 12 の国税局（沖縄国税事務所を含む。）から抽出した 4,438 者（個人 1,670 者、法人 2,768 者）

(注) 兼業による影響を排除するため、主たる業種の売上げが 75% 以上のものをサンプル調査の対象とした。なお、不動産業については、不動産売買業（簡易課税の事業区分第 1 種（卸売業）又は第 2 種（小売業））と不動産賃貸、管理及び仲介業（簡易課税の事業区分第 5 種）が混在することから、明らかに不動産の売買を行っているとは認められるものは調査対象から除外している。

(2) 課税仕入率の試算方法（サンプル調査）

課税仕入率の試算に当たっては、決算書等の売上原価及び販売費一般管理費等の必要経費額から、給料手当、支払保険料等の課税仕入に該当しない額を控除する方法で課税仕入高を把握。なお、課税仕入と非課税仕入（不課税を含む）が混在する可能性のある費目については、一定の仮定をおいて試算。

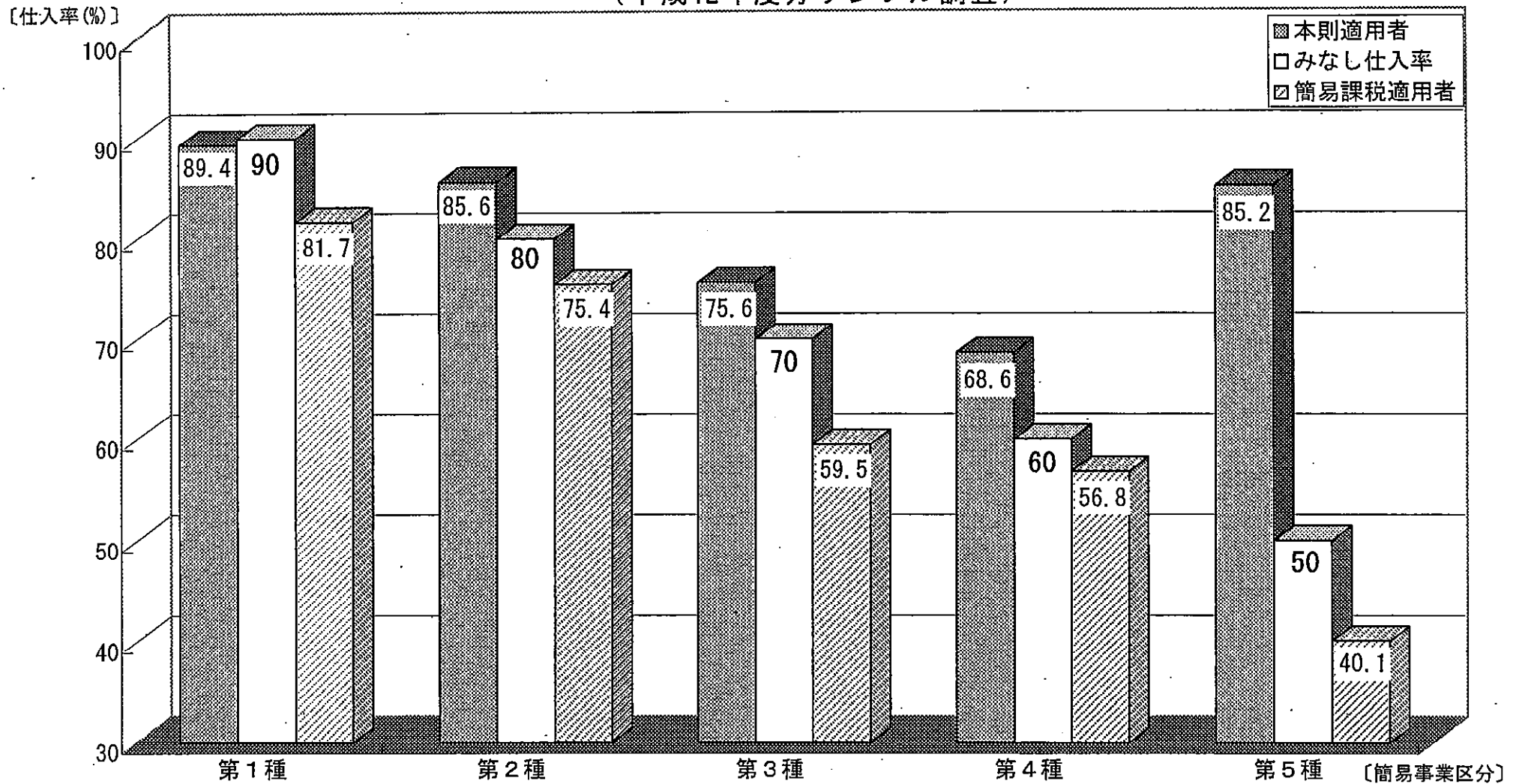
3. 調査結果概要

	卸売業	小売業	建設業	農林水産業	鉱業	製造業	飲食業	サービス業	運輸・通信業	不動産業
本則適用者	89.4%	85.6%	75.7%	86.1%	80.7%	73.8%	68.6%	85.2%	74.5%	93.6%
簡易適用者	81.7%	75.4%	61.8%	59.2%	54.3%	57.1%	56.8%	39.9%	36.0%	44.3%
サンプル対象者数	420者	574者	724者	100者	10者	723者	227者	1,291者	121者	248者
簡易事業区分	第 1 種	第 2 種	第 3 種				第 4 種	第 5 種		
みなし仕入率	90%	80%	70%				60%	50%		

4,438者

事業区分別課税仕入率《個人・法人計》

(平成12年度分サンプル調査)



- (備考) 1. 本則課税適用者の課税仕入率は、国税庁の申告事績(売上2億円以下の事績)に基づくものである。
 2. 簡易課税適用者の課税仕入率は、全国12の国税局(沖縄国税事務所を含む。)から抽出した売上2億円以下の簡易課税適用者4,438者について、決算書等を基に消費税の課税仕入率を推計した。
 3. 簡易課税の事業区分は次のとおり。
 第1種は「卸売業」、第2種は「小売業」、第3種は「製造業等」、第4種は「第1種から第3種及び第5種以外」、第5種は「サービス業等」をいう。

平成 15 年度税制改正における簡易課税制度の改正 (平成 16 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間から適用)

○ 簡易課税制度の適用上限の引下げ

[適用 上 限]	2 億 円 (改正前)	⇒	5 千万円 (改正後)
適用者数 (万者)	1 0 6 (47.1%)	⇒	5 0 (22.1%)

- (備考) 1. データは平成 12 年度ベースである。
2. () 書きの割合は、課税事業者計の 226 万者に対する割合である。
3. 免税点制度の見直しに伴い新たに課税事業者となる者の影響は加味していない。

消費税の申告納付制度の改正の推移

	【導入時】	【平成3年改正】	【平成6年秋の税制改革】 (注)平成9年4月施行	【平成15年改正】	前課税期間 の年税額
年12回 〔確定申告1回〕 〔中間申告11回〕				(6,000) 4,800万円超	
年4回 〔確定申告1回〕 〔中間申告3回〕		500万円超	(500) 400万円超	(6,000) 4,800万円以下 400万円超 (500)	4,800万円
年2回 〔確定申告1回〕 〔中間申告1回〕	60万円超	500万円以下 60万円超	(500) 400万円以下 48万円超 (60)	(500) 400万円以下 48万円超 (60)	500万円 400万円
年1回 〔確定申告1回〕	60万円以下	60万円以下	(60) 48万円以下	(60) 48万円以下	60万円 48万円
消費税率 (地方消費税を含む)	3 %		4 % (5 %)		

(注1) ()書きは、地方消費税(消費税率換算1%相当)を含む。

(注2) 平成15年度改正による改正後の申告納付制度は、平成16年4月1日以後に開始する課税期間について適用される。

消費税に係る総額表示の義務付け

考え方

総額表示の義務付けは、現在主流の『税抜価格表示』はレジで請求されるまで最終的にいくら支払えばいいのか分りにくく、また、同一の商品・サービスでありながら「税抜表示」と「税込表示」が混在しているため価格の比較がしづらいついたことを踏まえ、事前に、「消費税額を含む価格」を一目で分かるようにするものである。このような価格表示によって、消費者の煩わしさを解消していくことが、国民の消費税に対する理解を深めていただくことにつながると考えて実施。

消費税法

(価格の表示)

第63条の2 事業者（第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）は、不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等（第7条第1項、第8条第1項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この条において同じ。）を行う場合（専ら他の事業者に課税資産の譲渡等を行う場合を除く。）において、あらかじめ課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の価格を表示するときは、当該資産又は役務に係る消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた価格を表示しなければならない。

◎平成16年4月1日から適用

○ 「総額表示方式」の例

10,290 円

10,290 円 (税込)

10,290 円 (税抜価格 9,800 円)

10,290 円 (うち税 490 円)

10,290 円 (税抜価格 9,800 円、税 490 円)

主な欧州諸国における価格表示

(対最終消費者)

国名	フランス	ドイツ	イギリス	フィンランド
表示方式	総額表示	総額表示	総額表示	総額表示
税率	19.6%	16%	17.5%	22%
付加価値税導入年	1968年	1968年	1973年	1964年

国名	デンマーク	スウェーデン	オーストリア
表示方式	総額表示	総額表示	総額表示
税率	25%	25%	20%
付加価値税導入年	1967年	1969年	1973年

(備考) 各国日本大使館等調べ

少子・高齢社会における税制のあり方（抄）

平成 15 年 6 月
税制調査会

第一 少子・高齢化と税制

一 少子・高齢社会を支える税制

（前略）

技術革新を通じた生産性の向上、女性や高齢者の社会参画の推進、持続可能な社会保障制度の構築など取り組むべき課題は山積しており、少子・高齢社会に適合する姿に諸制度を再設計することが重要である。税制についても、以下の3つの視点に基づき改革に取り組んでいく必要がある。

① 将来にわたる安心をもたらす税制

（省略）

② 若者から高齢者までがともに支える税制

（省略）

③ 個人や企業の活力を引き出す税制

（省略）

これらの視点を踏まえれば、昨年6月の「基本方針」でも述べたとおり、将来の少子・高齢社会を支える税制の構築に当たっては、個人所得課税の基幹税としての機能を回復すること及び消費税の役割を高めていくことが基本となる。このような改革は、国民の負担増を伴うものであり、国民の理解を得るには、徹底した歳出削減、行政改革を断行するとともに、とりわけ税制上の歪みや不公平の是正といった観点に立って取り組むことが肝要である。以下、このような基本認識の下、各税目の課題について列記する。

二 個別税目の改革

2. 消費税

(1) 少子・高齢社会における消費税の重要性

消費税は、制度創設以降、社会保障をはじめとする公的サービスの費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合う上で大きな役割を果たしている。同時に、その税収は安定的に推移し現在では国税収入の約2割を占めるなど、わが国税制における基幹税の一つとして国民の間に定着してきた。

少子・高齢化が進展する中で国民の将来不安を払拭するためには、社会保障制度をはじめとする公的サービスを安定的に支える歳入構造の構築が不可欠であることから、消費税は極めて重要な税である。したがって、将来は、歳出全体の大胆な改革を踏まえつつ、国民の理解を得て、二桁の税率に引き上げる必要もあろう。これが今後の税体系全体の見直しの基本となると考えられる。これに関連し、所得に対する逆進性の問題については、消費税という一税目のみを取り上げて議論すべきものではなく、税制全体、さらには社会保障制度等の歳出面を含めた財政全体で判断していくことが必要である。

少子・高齢社会における消費税の重要性に鑑み、消費税に対する信頼性・制度の透明性の向上を図る観点から、平成15年度税制改正において中小事業者に対する特例措置の見直し等抜本的な改革を講じたところである。

(2) 今後の検討課題

このように消費税に対する信頼性・透明性は相当程度向上したと考えるが、今後、消費税率の引上げについて検討していくに際して、以下のような課題についても検討を深める必要がある。

① 税率構造

消費税の税率構造は、制度の簡素化、経済活動に対する中立性の確保の観点から極力単一税率が望ましい。しかし将来、消費税率の水準が欧州諸国並みである二桁税率となった場合には、所得に対する逆進性を緩和する観点から、食料品等に対する軽減税率の採用の是非が検討課題となる。

② 仕入税額控除

現行消費税制度において仕入税額控除を行うためには、課税仕入れ等の事実を納税者自身が記載した帳簿の保存に加え、取引の相手方が発行した請求書等の取引の事実を証する書類の保存が必要とされている（「請求書等保存方式」）。このような請求書等保存方式は、単一税率の下では適切な仕入税額控除に特段の支障がないが、将来、複数税率が採用される場合には、適正かつ円滑な施行に資する観点から、免税事業者からの仕入税額控除を排除し、税額を明記した請求書等の保存を求める「インボイス方式」を採用する必要がある。

③ 消費税の使途

消費税はわが国の財政にとって重要な役割を果たすべき基幹税である。平成 11 年度予算以降、国の消費税収（地方交付税分を除く国分）を基礎年金、老人医療及び介護に充てることを毎年度の予算総則に明記する、いわゆる「消費税の福祉目的化」が行われている。税率の引上げに際しては、国民の理解を得るために社会保障支出や社会保障負担との関係を明確に説明することが必要となろう。

④ 地方消費税

地方分権の推進、地域福祉の充実等のために創設された地方消費税は、消費に関連した基準により都道府県間で清算を行うことにより税収の偏在性が少なく、安定的な基幹税目の一つとして定着し、大きな役割を果たしている。少子・高齢化等の進展に伴い、今後、福祉・教育等の幅広い行政需要を賄う税として、地方消費税の充実確保を図っていく必要がある。